

改正

平成24年6月29日規則第25号

平成25年12月26日規則第41号

平成30年6月1日規則第23号

佐久市自然環境保全条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、佐久市自然環境保全条例（平成18年佐久市条例第16号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(自然環境保全地区の指定の告示に係る関係図書の縦覧)

第2条 条例第6条第2項の規定による自然環境保全地区の指定の告示に係る関係図書は、告示の日から20日間、建設部都市計画課内において公衆の縦覧に供するものとする。

(自然保全地区内における許可を要する行為)

第3条 条例第8条第1項に規定する規則で定める行為は、別表第1に掲げるとおりとする。

(環境保全地区内における届出を要する行為)

第4条 条例第9条第1項に規定する規則で定める行為は、別表第2に掲げるとおりとする。

(自然環境保全地区内における自然環境保全協定の締結を要する行為)

第5条 条例第12条第1項に規定する規則で定める行為は、別表第3に掲げるとおりとする。

(申請書等の様式)

第6条 条例の規定による許可の申請、届出及び自然環境保全協定は、次の各号に掲げる行為の区分に応じ当該各号に定める申請書、届出書及び協定書により行うものとする。

(1) 条例第8条第1項第1号の規定による許可の申請 佐久市自然保全地区内工作物新(増・改)築許可申請書(様式第1号)

(2) 条例第8条第1項第2号の規定による許可の申請 佐久市自然保全地区内土地形質変更許可申請書(様式第2号)

(3) 条例第8条第1項第3号の規定による許可の申請 佐久市自然保全地区内木竹伐採許可申請書(様式第3号)

(4) 条例第8条第1項第4号の規定による許可の申請 佐久市自然保全地区内土石類採取許可申請書(様式第4号)

(5) 条例第8条第1項第5号の規定による許可の申請 佐久市自然保全地区内の行為(その他)許可申請書(様式第5号)

(6) 条例第8条第3項の規定による届出 佐久市自然保全地区内非常災害応急措置届出書(様式第6号)

(7) 条例第9条第1項の規定による届出 佐久市環境保全地区内行為届出書(様式第7号)

(8) 条例第12条第1項の規定による自然環境保全協定 自然環境保全協定書(様式第8号)

2 前項に規定する申請書又は届出書には、それぞれの様式の(注)に定める案内図、位置図、配置図、平面図、立面図、断面図、構造図、意匠配色図、行為地及びその状況を示す写真、土地の登記事項証明書、公図の写し、植生状況図、土地所有者の承諾その他の関係図書を添付しなければならない。

3 条例第8条第1項の規定による許可の申請を行うに当たっては、別に定める基準により、説明会等実施報告書(様式第9号)を事前に提出しなければならない。

(身分証明書)

第7条 条例第14条第2項に規定する身分を証する証明書は、身分証明書(様式第10号)とする。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年7月1日から施行する。

(佐久市自然環境保全条例施行規則等の廃止)

- 2 佐久市自然環境保全条例施行規則（昭和49年佐久市規則第16号）、臼田町開発基本条例施行規則（昭和48年臼田町規則第11号）、浅科村自然環境保護条例施行規則（昭和55年浅科村規則第8号）及び望月町開発基本条例施行規則（平成7年望月町規則第12号）は、廃止する。

附 則（平成24年6月29日規則第25号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成25年1月1日から施行する。

附 則（平成25年12月26日規則第41号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成26年2月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の佐久市自然環境保全条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に着手する行為について適用し、同日前に着手した行為については、なお従前の例による。

附 則（平成30年6月1日規則第23号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成30年9月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の佐久市自然環境保全条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に着手する行為について適用し、同日前に着手した行為については、なお従前の例による。

別表第1（第3条関係）

自然保全地区内における許可を要する行為

- 1 建築物その他工作物の新築、改築又は増築で、次に掲げる基準のいずれかを超えるもの

（1）床面積の合計50平方メートル

（2）高さ10メートル

- 2 宅地の造成、土地の開墾その他土地の形質の変更で、次に掲げる行為の区分に従い、当該区分に掲げる基準を超えるもの

（1）宅地の造成 面積500平方メートル

（2）土地の開墾 面積1,000平方メートル

（3）車道の築造 長さ35メートル（計画の総延長）

（4）（1）から（3）までに掲げるもの以外の土地の形質の変更 面積500平方メートル

- 3 木竹の伐採で、伐採面積が1,000平方メートルを超えるもの

- 4 土石類の採取で、次に掲げる行為の区分に従い、当該区分に掲げる基準を超えるもの

（1）土砂類の採取 10立方メートル

（2）石類の採取 5立方メートル

- 5 条例第8条第1項第1号から第4号までに掲げる行為に準ずる行為で、次に掲げる行為の区分に従い、当該区分に掲げる基準を超えるもの

（1）鉄塔の設置、改修又は増設 高さ10メートル

（2）送排水管の埋設 長さ30メートル

（3）広告等の掲出 広告表示面積3平方メートル

別表第2（第4条関係）

環境保全地区内における届出を要する行為

- 1 建築物その他工作物の新築、改築又は増築で、次に掲げるもの

（1）郷土的又は歴史的な特色を有する建築物の建て替え

（2）宅地造成地内における建築物その他工作物の新築

- 2 宅地の造成、土地の開墾その他土地の形質の変更で、次に掲げる行為の区分に従い、当該区分に掲げる基準を超えるもの

（1）宅地の造成 面積50平方メートル

（2）土地の開墾 面積100平方メートル

（3）車道の築造 長さ35メートル（計画の総延長）

（4）（1）から（3）までに掲げるもの以外の土地の形質の変更 面積50平方メートル

- 3 次に掲げる木竹の伐採

- (1) 1.5メートルの高さにおける幹の周囲が1.5メートルを超えるもの
 - (2) 高さ3メートルを超える株立した樹木
 - (3) 枝葉の面積が30平方メートルを超えるつる性の樹木
 - (4) 並木としての美観を整えているもの
- 4 土石類の採取で、次に掲げる行為の区分に従い、当該区分に掲げる基準を超えるもの
- (1) 土砂類の採取 10立方メートル
 - (2) 石類の採取 5立方メートル
- 5 条例第8条第1項第1号から第4号までに掲げる行為に準ずる行為で、次に掲げる行為の区分に従い、当該区分に掲げる基準を超えるもの
- (1) 鉄塔の設置、改修又は増設 高さ10メートル
 - (2) 送排水管の埋設 長さ30メートル
 - (3) 広告等の掲出 広告表示面積3平方メートル

別表第3 (第5条関係)

自然環境保全地区内における自然環境保全協定を要する行為

次に掲げる行為の区分に従い、当該区分に掲げる基準を超えるもの

- (1) 宅地の造成 面積2,000平方メートル
- (2) 土地の開墾、その他土地の形質の変更 面積2,000平方メートル

様式第1号 (第6条関係)

様式第1号（第6条関係）

佐久市自然保全地区内工作物新（増・改）築許可申請書

年 月 日

（申請先）佐久市長

申請人 住 所

氏 名 ㊟

佐久市自然環境保全条例第8条第1項第1号の規定により、自然保全地区内における工作物の新（増改）築の許可を受けたく、次のとおり申請します。

目 的		
行 為 地		地 目
行 為 地 及 び その付近の状況		
工 作 物 の 種 類		
施 行 方 法	敷 地 面 積	
	規 模	
	構 造	
	主 要 材 料	
	外部の仕上げ 及び色彩	
	関連行為の概要	
	施 行 後 の 周辺 の 取 扱 い	
予 定 月 日	着 手	
	完 了	
備 考		

（注）案内図及び位置図、配置図、平面図、立面図、断面図、構造図、意匠配色図、行為地及びその付近の状況を示す写真、土地の登記事項証明書、公図の写し並びに植生状況図等行為の施行方法の表示に必要な図面を添付すること。

様式第2号（第6条関係）

佐久市自然保全地区内土地形質変更許可申請書

年 月 日

（申請先）佐久市長

申請人 住 所

氏 名 ㊟

佐久市自然環境保全条例第8条第1項第2号の規定により、自然保全地区内における土地の形質変更の許可を受けたく、次のとおり申請します。

行 為 の 内 容		
行 為 地		地 目
行為地及びその近辺の状況		
土地の形質変更の原因となる行為		
施 行 方 法	施 行 面 積	
	工 事 の 方 法	
	変 更 後 の 土 地 の 形 状	
	関連行為の概要	
	変更後の取扱い	
予 定 期 日	着 手	
	完 了	
備 考		

（注）案内図及び位置図、平面図、立面図、断面図、構造図、行為地及びその付近の状況を示す写真、土地の登記事項証明書、公図の写し並びに植生状況図等行為の施行方法の表示に必要な図面を添付すること。

様式第3号（第6条関係）

佐久市自然保全地区内木竹伐採許可申請書

年 月 日

（申請先）佐久市長

申請人 住 所

氏 名 ㊟

佐久市自然環境保全条例第8条第1項第3号の規定により、自然保全地区内における木竹の伐採の許可を受けたく、次のとおり申請します。

目 的		
行 為 地	地目	
林 況	林 種	
	樹 種	
	林 齢	
	森 林 全 面 積	
	総 蓄 積	
施 行 方 法	伐 採 種 別	
	伐 採 面 積	
	伐 採 樹 種	
	樹 齢	
	胸 高 直 径	
	伐 採 材 積	
	伐採材積歩合	
	伐 採 設 備	
	伐採跡地の 取 扱 い	
予 定 期 日	着 手	
	完 了	
備 考		

（注）案内図及び位置図、平面図、断面図、行為地及びその付近の状況を示す写真、土地の登記事項証明書、公図の写し並びに植生状況図等行為の施行方法の表示に必要な図面を添付すること。

様式第4号（第6条関係）

佐久市自然保全地区内土石類採取許可申請書

年 月 日

（申請先）佐久市長

申請人 住 所

氏 名 ㊟

佐久市自然環境保全条例第8条第1項第4号の規定により、自然保全地区内における土石類の採取の許可を受けたく、次のとおり申請します。

行 為 の 内 容		
行 為 地		地 目
行為地及びその近辺の状況		
土石の種類		
施行方法	採取方法種別	
	採 取 量	
	採 取 設 備	
	土地の形状を変更する箇所の面積	
	採取後の土地の形状	
	関連行為の概要	
	採取跡地の取扱い	
予 定 期 日	着 手	
	完 了	
備 考		

（注）案内図及び位置図、平面図、断面図、行為地及びその付近の状況を示す写真、土地の登記事項証明書、公図の写し並びに植生状況図等行為の施行方法の表示に必要な図面を添付すること。

様式第5号（第6条関係）

様式第5号（第6条関係）

佐久市自然保全地区内の行為（その他）許可申請書

年 月 日

（申請先）佐久市長

申請人 住 所
氏 名 ㊟

佐久市自然環境保全条例第8条第1項第5号の規定により、自然保全地区内において、次の行為（その他）の許可を受けたく申請します。

記

行 為 の 内 容		
行 為 地		地 目
付 近 の 状 況		
施 行 方 法	施 行 面 積	
	構 造	
	工 事 の 方 法	
	施行後の周辺の 取 扱 い	
予 定 月 日		
備 考		

（注）案内図及び位置図、平面図、断面図、構造図、意匠配色図、行為地及びその付近の状況を示す写真、土地の登記事項証明書、公図の写し並びに植生状況図等行為の施行方法の表示に必要な図面を添付すること。

様式第6号（第6条関係）

佐久市自然保全地区内非常災害応急措置届出書

年 月 日

（届出先）佐久市長

申請人 住 所
氏 名 ㊟

佐久市自然環境保全条例第8条第3項の規定により、自然保全地区内において次の行為をしたので届出をします。

行 為 の 内 容		
行 為 地	地目	
災 害 時 に お け る そ の 付 近 の 状 況		
応急措置施行方法	施行面積 及び延長	㎡ 延 m
	工 事 の 方 法	
	措 置 後 の 形 状	
期 日	着 手	
	完 了	
備 考		

（注）案内図及び位置図、配置図、平面図、断面図、構造図、意匠配色図、行為地及びその付近の状況を示す写真、土地の登記事項証明書、公図の写し並びに植生状況図等行為の施行方法の表示に必要な図面を添付すること。

佐久市環境保全地区内行為届出書

年 月 日

（届出先）佐久市長

申請人 住 所
氏 名 ㊟

佐久市自然環境保全条例第9条第1項の規定により、環境保全地区内における次の行為について届出をします。

記

目 的		
行 為 地	地目	
行 為 地 及 び その付近の状況		
行 為 の 種 類		
行 為 内 容		
予 定 月 日	着 手	
	完 了	
備 考		

（注）案内図及び位置図、配置図、平面図、立面図、断面図、構造図、意匠配色図、行為地及びその付近の状況を示す写真、土地の登記事項証明書、公図の写し並びに植生状況図等行為の施行方法の表示に必要な図面を添付すること。

自然環境保全協定書

（以下「甲」という）と長野県佐久市長（以下「乙」という）とは、佐久市自然環境保全条例第12条第1項の規定に基づき、次のとおり自然環境保全協定を締結する。

（事業の実施）

第1条 甲が行う次の事業に当たっては、佐久市自然環境保全条例（以下「条例」という。）に基づき、甲は、この協定の定めるところにより事業を行うものとする。ただし、関係法令による許可、届出等を要する場合は、それらの手続が完了してから事業に着手すること。

事業の内容

事業地

事業面積

事業期間

（甲の責務）

第2条 甲は、前条に規定する事業の実施に当たっては、条例の定めるところにより自然環境の破壊を防止するため、自然の改変を最小限にとどめるとともに、植生の回復その他自然保護のための必要な措置を講ずるものとする。なお、細部については別記のとおりとする。

（自然保護のための措置）

第3条 甲は、関係法令等に基づき適正な事業を行うものであるが、特に前条の規定による措置として、別記に掲げる事項について履行するものとする。

（甲及び乙の協力）

第4条 甲及び乙は、甲の実施する事業に伴う自然保護のため必要となる措置について相互に緊密な連絡をとり、秩序ある開発が行われるよう努めるものとする。

（事業の変更）

第5条 甲は、第1条に規定する事業を変更しようとするときは、変更に係る届出を行うとともに、本協定の改定について乙に協議しなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りではない。

（完了届）

第6条 甲は、当該事業が完了したときは、速やかに乙に現況写真を添付のうえ、工事完了届を提出し、乙の確認を受けるものとする。

（疑義等の処理）

第7条 甲及び乙は、この協定に関して疑義が生じたとき、又はこの協定の履行に関し必要なことが生じたときは、速やかに協議し、その解決に努めるものとする。

この協定の締結を証するために、協定書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各自それぞれ1通を保有するものとする。

年 月 日

甲
乙

様式第9号（第6条関係）

様式第9号（第6条関係）

説明会等実施報告書

年 月 日

（報告先）佐久市長

住 所

氏 名

佐久市自然環境保全条例施行規則第6条第3項の規定により、自然保全地区内における_____の行為について説明会（_____）を実施しましたので報告します。

行為の内容		
行為の場所		
	地 目	
対象となる行為の概要		
説明会等実施状況	実施日時	年 月 日 時 分 から 時 分
	実施方法	
	参加者等	
	実施概要	
備 考		

（注）説明会等に用いた書類等を添付すること。

様式第10号（第7条関係）

様式第10号（第7条関係）

（表）

第 号
身 分 証 明 書
氏 名 _____
____年 ____月 ____日 生
佐久市自然環境保全条例第14条第2項の規定により、立入調査職員であることを証明する。
年 月 日
佐久市長 印

9 cm

6 cm

（裏）

佐久市自然環境保全条例（抜すい）

（立入調査）

第14条 市長は、自然環境の保全のために必要な限度において、関係職員に自然環境保全地区内の土地に立ち入り、当該土地、当該土地にある物件若しくは当該土地において行われている行為の状況を調査させ、又は関係人に対し、指示若しくは指導を行わせることができる。

2 前項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。